

議案第53号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

備前市長 田原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市長等の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、備前市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年備前市条例第54号。以下「市長等給与条例」という。)に規定する市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当に関し、新型コロナウイルス感染症の市民生活への多大な影響に鑑み、減額の特例を定めるものとする。

(市長等の期末手当の減額)

第2条 市長等の期末手当の額は、令和2年6月1日を基準日とするものに限り、市長等給与条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額からそれぞれ当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年6月30日限り、その効力を失う。